

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東急建設株式会社			コード	1720
提出日	2022/5/31	異動（予定）日	2022/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	恩 田 勲	社外取締役	○										△				有
2	吉 田 可保里	社外取締役	○												○		有
3	腰 塚 國 博	社外取締役	○										△				有
4	綱 島 勉	社外取締役	○										△			訂正・変更	有
5	齋 藤 洋 一	社外監査役	○										○				有
6	加 藤 善 一	社外監査役	○												○		有
7	北 村 和 夫	社外監査役	○										△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	恩田勲氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の常務理事でありましたが、当社役員就任以前に退任しており、同監査法人の意思に影響される立場になく、当社と同監査法人との間にも記載すべき特別な利害関係はありません。	恩田勲氏については、公認会計士および税理士としての専門的な見識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
2	—	吉田可保里氏については、弁護士として専門的な見識および不動産業界での勤務経験を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
3	腰塚國博氏は、当社の取引先であるコニカミノルタ株式会社の業務執行者でありましたが、当社取締役就任以前に退任しており、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	腰塚國博氏については、デジタル・科学技術に関する専門的な見識および技術戦略の策定や新規事業の創出、大型買収等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
4	綱島勉氏は、当社の取引先であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、当社取締役就任以前に退任しており、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	綱島勉氏については、信託銀行の業務執行者としての長年の経験と不動産専門シンクタンクの経営者としての豊富な経験および経歴を通じて培われた幅広い見識を有しており、こうした専門的な見識と経験を活かした当社の経営全般に対する監督および有益な助言や意見表明が期待されるため、社外取締役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
5	齋藤洋一氏は、弁護士であり、当社は同氏が所属する法律事務所に弁護士報酬等の支払いがありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	齋藤洋一氏については、弁護士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。
6	—	加藤善一氏については、行政機関等における豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
7	北村和夫氏は、当社の取引先である株式会社千葉銀行の業務執行者でありましたが、当社監査役就任以前に退任しており、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	北村和夫氏については、株式会社千葉銀行における長年にわたる業務経験、株式会社千葉銀行の取締役および監査役として豊富な経験があり、これらにより培われた幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任するものです。また、同氏は、後記4に記載の当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

当社は、次の要件を満たす社外役員（社外取締役および社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）と判断しております。

1. 社外役員が、次に該当する者でないこと。
 - ①当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の業務執行者¹
 - ②当社グループを主要な取引先とする者²またはその業務執行者
 - ③当社グループの主要な取引先³またはその業務執行者
 - ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
 - ⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - ⑥当社グループから一定額を超える寄付または助成⁵を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
 - ⑦当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
 - ⑧当社グループの主要株主⁷または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
 - ⑨当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 - ⑩当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
 - ⑪最近において、前記①から⑩であった者

2. 前記1①乃至⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹でないこと。

3. 前記1および2の要件を満たす社外役員であっても、その他の理由により独立性が無いと考えられる場合、当社は、その社外役員を独立役員としない。

（注）

- 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
- 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度におけるその者の年間連結売上高の2％を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- 3 当社グループの主要な取引先とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社の年間連結売上高の2％を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- 5 一定額を超える寄付または助成とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における年間1,000万円を超える寄付または助成をいう。
- 6 主要な金融機関とは、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当事業年度末の借入残高が当社の連結総資産の2％を超える金融機関をいう。
- 7 主要株主とは、議決権保有割合10％以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
- 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所 に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- 9 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。